

意見

平成 18 年 7 月 10 日

公認会計士制度部会臨時委員 山浦久司

第 8 回公認会計士制度部会（7 月 10 日）につきましては出席が適いませので、これまでの部会会議において議論された論点、あるいは議論されていない論点に関して、いくつかの愚見を開陳させていただきと存じます。

1 規制緩和と公的規制の関係について

第 7 回制度部会（6 月 23 日）におきまして、規制緩和と公的規制の関係について、日本公認会計士協会（藤沼専門委員：公的規制よりは自主規制を優先すべきとのご意見）ならびに仲田参考人（過剰規制（overregulation）へのご懸念）からご意見が出ましたが、この点に関して、下記の愚見を述べさせていただきたいと存じます。

- (1) 公認会計士監査は、規制緩和の結果として、その監査機能の重要性が再認識されてきたのであり、規制緩和の流れが、むしろ公認会計士監査への公的規制を強化する方向へと進むことは自然の成り行きではないでしょうか。規制緩和は効果的な市場機能の存在が前提となりますが、まさに市場参加者の自己責任の原則を担保する重要な社会インフラがディスクロージャーと公認会計士監査であります。その意味で、規制緩和の前提となる市場機能の確保のための監視型の規制は、国際的にも、むしろ強化される方向にあり、公認会計士監査が公的な監視の対象となるのは自然ではないかと考える次第です。また、わが国の公的規制が「過剰」かどうかは、市場機能の担保に対する政策判断の問題であるので、巨大市場を抱える、USA や EU との並びのなかでの日本のプレゼンスから判断すべき問題と考えます。また、市場政策の国際的な同調性も重要な要素であり、規制の欠落に伴うジャパン・プレミアムの再燃は避けるべきでしょう。
- (2) 監査法人内部の品質管理の充実とガバナンス機能の強化、ならびに日本公認会計士協会の自主規制の強化は、本来、会計プロフェッションの自己存続のためであり、また、今後も社会インフラの一翼を担い続けるための「証（あかし）」であり、外部者の目からは当然にあるべき方向と観られるのではないのでしょうか。そのうえで、日本公認会計士協会ならびに公認会計士業界が自主規制と公的規制を天秤にかけて自主規制の利を説くには、わが国の資本市場の機能担保にかなりの覚悟を持ち、かつ重大な責任を負わねばならないこととなります。無論、規制をめぐる社会的なトータル・コストの問題もありますが、現時点での利害関係者の信認を得る監査制度

であるためには、自主規制と公的規制を組み合わせることが、会計プロフェッションにとっても賢い選択ではないかと思考します。

- (3) 公認会計士制度部会の議論は、勢い、公認会計士と監査法人に焦点が当てられていますが、議論のバランスは、財務諸表の作成者、市場関係者（証券取引所、証券会社等）、ならびに規制機関の役割と責任にも振り向けられてしかるべきではないかと考えます。

2 公認会計士資格、監査法人認可ならびに人材育成について

今回の制度部会の議論は、公認会計士資格のあり方ならびに人材育成についても敷衍すべきではないかと考える次第ですが、なかでも、日本公認会計士協会の継続的専門研修制度（CPE）、法定監査人認定制度、ならびに会計大学院教育に関して、下記の愚見を述べさせていただきますと存じます。

- (1) 継続的専門研修制度（CPE）は、今後とも、引き続き維持され、充実されていくべきでしょうが、とりわけ、公認会計士の免許（ライセンス）更新制度との連携については、一度は検討すべき問題ではないかと考えます。
- (2) 監査法人の設立認可と免許更新の制度につきましては、EUならびに加盟主要国における「法定監査人（statutory auditor）」の認可制度と免許更新制度、あるいはUSAにおけるPCAOB登録制度などとの並び、あるいは制度的連携の観点からも検討すべきではないかと考えます。この制度は、自主規制と公的規制との関係に関する上記1の論点とも関連しますが、公認会計士・監査審査会の監視活動の強化とあわせて、監査法人の監査業務を公の監視下に置く重要な布石となるのではないかと考える次第です。
- (3) 公認会計士の職業倫理が問われる時代に職業倫理を特段勉強しなくても公認会計士試験に合格できること、国際化が問われる時代に国際会計基準や国際監査基準などの素養がないままに公認会計士試験に合格できること、コンピュータ化の時代にコンピュータの知識が乏しいままに公認会計士試験に合格できること、また、日々の会計処理のルーティン・ワークの検証よりは、より論理的かつ分析的な観点からの監査判断や会計判断の力が公認会計士に求められている時代に、電卓の計算力や暗記的能力が優位の公認会計士試験となっていること等々、現行の公認会計士試験制度にはまだまだ改善の余地があります。一方、司法試験では、法科大学院の修了者でなければ試験を受けることができない仕組みになっています。同様の社会インフラでありながら、司法試験では高等教育のメリットを大いに活かそうという制度設計であるのに対して、公認会計士試験の立ち遅れが目立ちます。この点で、会計大学院の教育をより一層活かした制度設計をお願いしたいと存じます。特に、旧国立

大学系の参加を促すことができれば、より広範な教育インフラの形成が可能となりますので、この点も、検討に値すると考える次第です。

- (4) 会計大学院は、また、公認会計資格取得後の継続的専門研修制度（C P E）に対する貢献が可能な教育機関です。あわせて、公認会計士資格者が会計大学院の教員として参加することで、資格取得前ならびに取得後の両方の教育に、自己の経験を還元できるという点で、情報と経験の共有化という大きなメリットを發揮できます。

(以上)